

## 第4章 第9期荒川区高齢者プランにおける施策の推進

### 第1節 プランの基本理念・基本目標・基本方針

- 区では、平成19年に荒川区基本構想を策定し、おおむね20年後の荒川区の目指すべき将来像として「幸福実感都市あらかわ」を掲げるとともに、6つの都市像を示しました。その都市像の一つ、「生涯健康都市」は、区民一人一人が生涯にわたって心身ともに健康で生き生きと過ごせるまちを目指すとともに、誰もが安心して暮らせる活気ある地域社会を目指すものです。
- 区ではこの基本構想、そして基本構想を実現するための基本計画の理念等に基づき、「健康づくりで元気に」「自立を目指して」「ともに支え合って」を荒川区高齢者プランの基本理念として掲げてまいりました。
- 第9期の計画期間中には、いわゆる団塊世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を迎えることになり、また要介護認定率や介護給付費が急増する85歳以上人口はあと10年程度増加することが見込まれる一方で、生産年齢人口が急減することが見込まれています。
- このような状況のもと、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が地域の課題を「我がごと」として捉えて参画し、人と人、人と資源が「丸ごと」つながり、暮らしや生きがいや地域とともに作っていく、「地域共生社会」の実現が今後ますます求められます。
- 第9期プランにおいては、これまで掲げてきた基本理念、基本目標を継承しつつ、地域包括ケアシステムの5本柱（生活支援・介護予防・介護・住まい・医療）に沿った基本方針のもと、地域で安心して住み続けるために必要な施策を一層推進してまいります。

#### ～区の「自立」についての考え方～

介護保険法には、「自ら要介護状態になることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めることは、国民の努力及び義務」と掲げられております。区においても、介護予防と重度化予防を推進してまいります。この取組の一環として、区では以下のとおり「自立」の考え方をまとめました。

「ひとりひとりの体や心、生活の状況等に応じて、生きがいや楽しみを持って自分らしい生活を送ること」

## ～ 基 本 理 念 ～

### ◆「健康づくりで元気に」

人生 100 年時代を自分らしく元気にはつらつと過ごせるよう、介護予防事業をさらに充実し、健康長寿を推進します。

### ◆「自立を目指して」

ひとりひとりの体や心、生活の状況に応じて、生きがいや楽しみを持って自分らしい生活を送れるよう支援します。

### ◆「ともに支え合って」

すべての人がお互いの個性や尊厳を大切に、絆を深めながら支え合える社会を目指します。

## ～ 基 本 目 標 ～

地域の連携と支援により、安心して住み続けることができるまち あらかわ

## ～ 基 本 方 針 ～

### 生活支援

#### 基本方針1 高齢者の社会参加の促進と地域共生社会実現への取組

(施策の方向)

- 1-1 就労・生涯学習の推進
- 1-2 地域活動へ向けた場づくりの支援
- 1-3 地域ぐるみのみまもり・支援体制の強化

### 介護予防

#### 基本方針2 介護予防と健康づくりの推進

(施策の方向)

- 2-1 健康づくりの推進
- 2-2 効果的な介護予防の推進
- 2-3 認知症と共生する地域づくりと予防

### 介護

#### 基本方針3 介護サービスの充実

(施策の方向)

- 3-1 介護人材の確保・定着・育成の強化
- 3-2 介護サービス基盤の整備
- 3-3 介護者への支援

### 住まい

#### 基本方針4 高齢者の住まいの確保

(施策の方向)

- 4-1 住まいへの支援
- 4-2 住まいの確保
- 4-3 バリアフリー化の促進

### 医療

#### 基本方針5 在宅医療・介護・福祉の連携推進

(施策の方向)

- 5-1 在宅医療と介護の連携
- 5-2 地域包括支援センターの機能の充実
- 5-3 尊厳ある生活の支援

## 第2節 第9期プランにおける施策の方向

### 基本方針1 高齢者の社会参加の促進と地域共生社会実現への取組（生活支援）

#### ◆現状と課題

- 人生100年時代において、心豊かに暮らせる地域社会を作っていくためには、高齢者一人一人が自ら希望する形で充実した社会生活を送ることが重要であり、生涯学習や趣味、就労、ボランティア活動など、高齢者の生きがいがいづくりにつながる社会参加活動の促進や、就労機会の確保などの取組を進めていく必要があります。
- 区内には、シルバー大学などの学びの場や、ふれあい粋・活サロンなどの地域の交流の場がありますが、参加率がコロナ禍前に戻らない活動が見受けられることに加え、コロナ禍で活動を停止していた間に担い手の高齢化が進み、新たな担い手確保ができず、活動再開に難航している活動も見受けられるなど、活動再開に向けた支援が急務となっています。
- また、長期の外出自粛が原因となり、フレイル状態の進行が加速している高齢者が増加傾向にあります。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、地域の会やグループへの参加状況について、何らかに参加している割合は58.2%とやや低く、また、健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加に肯定的な割合も55.5%とやや低いため、高齢者の興味・関心を高め、多様なニーズに対応できる通いの場づくりに向けた取組・支援が必要です。
- また、区内の一人暮らし高齢者世帯・高齢者のみ世帯は年々増加傾向にあります。特に一人暮らし高齢者世帯の増加の傾向は顕著で、令和2年時点における世帯数は、平成12年時点の2倍以上となっております。
- 一人暮らし高齢者は地域社会とのつながりが希薄になりがちで、孤立しやすい傾向があるとされており、区ではこれまで、高齢者みまもりネットワーク事業の充実等、地域で高齢者のみまもりを行うシステム構築に取り組んでまいりました。
- 今後もみまもりが必要な高齢者の増加が想定されることから、高齢者が様々な不安を抱えることなく暮らせるよう、地域のみまもりネットワークの担い手を増やす等の地域ぐるみのみまもり体制の強化に加え、民間事業者と協働した取組をさらに進めるなど、在宅生活を支える安全・安心のためのセーフティネットをさらに充実させる必要があります。

## ◆施策の方向性

就労やボランティア活動、生涯学習や趣味など、高齢者一人一人が自ら希望する形で、充実した生活を送ることができるよう、社会参加を促進します。

また、地域において自立した生活を送ることができるよう、地域共生社会の実現に向け、地域を支える包括的な支援を提供します。

### (1-1) 就労・生涯学習の推進

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けながら、生きがいを実感し、充実した生活を営むことができるよう、就労、生涯学習、趣味の活動などへの参加を支援します。

| 主な事業           | 内 容                                                                      |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 荒川シルバー大学       | 教養や趣味の講座等を行うシルバー大学に対し、運営費の一部を助成することで、学習意欲や仲間との出会いを促し、心身共に健康な生活の実践を支援します。 |
| シルバー人材センター、授産場 | 運営費の一部を助成することで、安定的な経営を確保し、高齢者の福祉の向上に寄与するとともに、受注と会員数拡大を図り、高齢者の就業を促進します。   |
| 生涯学習活動の支援      | 生涯学習センター事業をはじめ、町屋文化センター事業など、多様な学習機会を提供します。                               |

### (1-2) 地域活動へ向けた場づくりの支援

高齢者が、地域での人との交流を通じてその知識や経験、技能等を活かせるよう、自主的な活動への支援を行います。そのための地域との関わり、交流の輪(通いの場)を広げる場や機会の提供等を行い、生きがいや健康づくりにつなげます。

また、活動の新たな担い手の発掘や育成に取り組むとともに、高齢者一人一人の状況に応じて社会参加できる環境整備を行います。

| 主な事業                            | 内 容                                                                                        |
|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| ふれあい絆・活サロン補助事業 <b>重点事業</b>      | コロナ禍によるサロンの活動休止の影響を踏まえ、活動再開の支援のため、ふれあい絆・活サロンへの補助を拡充し、高齢者の社会参加を促進します。                       |
| 地域パートナー団体、担い手の育成・支援 <b>重点事業</b> | 住民主体の地域団体等と連携を図り、高齢者自身が、地域づくりの担い手として地域で支え合い、住み慣れた地域で生活が続けられるよう、地域パートナー団体の創設、活動を支援します。      |
| 高年者クラブ運営支援                      | 地域の活性化と高齢者福祉向上のため、社会奉仕、友愛、健康増進等の活動を行っている高年者クラブ連合会及び各単一クラブに助成するとともに、会員数の維持向上に向けて支援内容を拡充します。 |
| ひろば館、ふれあい館での高齢者事業               | 健康増進事業や生きがいづくりの更なる充実を図ることに加え、高齢者のライフスタイルや価値観の変化に対応した魅力ある事業に取り組みます。                         |

|                         |                                                                        |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 地域活動サロン「ふらっと・フラット」の運営補助 | あらかわ地域活動サロン「ふらっと・フラット」の運営補助及び地域のコミュニティ活動活性化のための支援を区内団体に対し行います。         |
| いきいきボランティアポイント制度の実施     | 区が指定する介護保険施設等でボランティア活動を行い、ポイントを貯めた方に対して交付金を支給することで、高齢者自らの介護予防の促進を図ります。 |
| 老人福祉センターの管理運営           | 高齢者に対して、各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与します。           |

### (1-3) 地域ぐるみのみまもり・支援体制の強化

一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加している中、住み慣れた地域で安全で安心して生活が続けられるよう、地域資源を活用して、高齢者の安否確認や見守りを充実します。また、区民相互の助け合いをベースとした地域力の向上を図り、地域全体で高齢者を支えていく体制を構築します。

併せて、荒川区社会福祉協議会や民生委員・児童委員、町会・自治会、民間企業等との協力を更に進め、引き続き綿密に連携を図り、高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう支援していきます。

| 主な事業                        | 内 容                                                                                           |
|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 高齢者みまもりネットワーク事業 <b>重点事業</b> | 地域による緩やかなみまもり、関係団体や事業者等によるみまもりなど、高齢者が安心して在宅で生活できるよう、令和5年度に拡充した取組を検証しながら、更なる強化に向けて検討を進めます。     |
| 高齢者向けの各種サービス                | 高齢者が住み慣れた地域で自立した在宅生活を営むことができるよう、ふろわり 200 の拡充や配食みまもりサービスの利用等の在宅福祉サービスを提供します。                   |
| 自立支援用具の給付・補聴器購入費の助成         | 歩行や入浴等に支障のある方に対して、在宅での自立を期待できる福祉用具を給付します。また、令和4年度から開始した補聴器購入費の助成について、これまでの成果と課題を十分に検証してまいります。 |

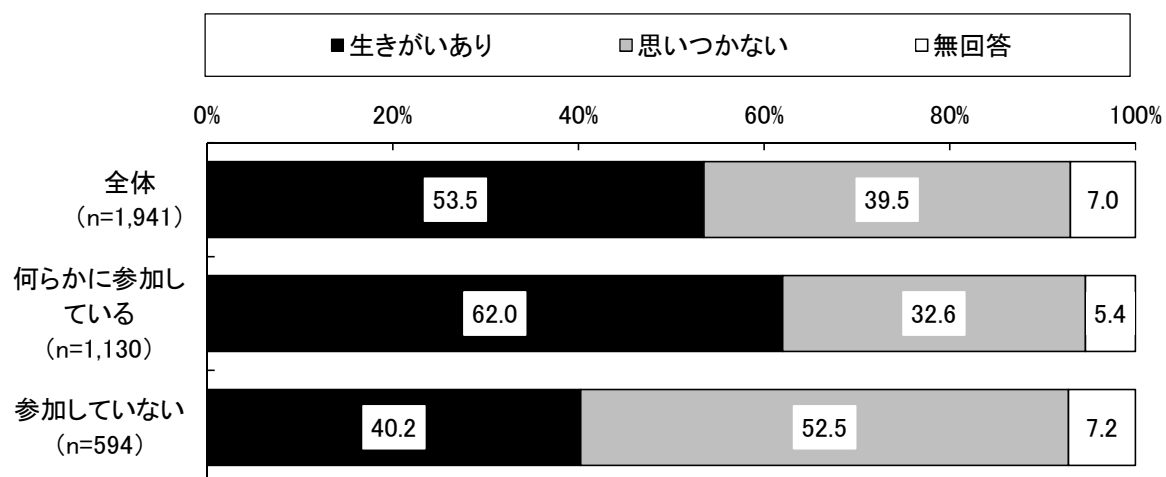
### ◆成果指標

| 成 果 指 標              | 現状    | 目標    |
|----------------------|-------|-------|
| 地域の会やグループに参加している方の割合 | 58.2% | 65.0% |
| 生きがいのある方の割合          | 53.5% | 60.0% |

▶出典：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

### ～参考：地域での活動状況と生きがい～

▶何らかの活動に参加している状況別にみると、「参加している」人は、「生きがいあり」の割合が全体より高くなっています。 \*介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より



## 基本方針２ 介護予防と健康づくりの推進（介護予防）

### ◆現状と課題

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染への不安による外出の自粛や交流の減少等により、フレイルの進行、認知機能の低下などの影響を受けた高齢者が急増したと言われています。
- いわゆる団塊世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を第9期期間中に迎えることになり、また要介護認定率や介護給付費が急増する85歳以上人口があと10年程度増加すると見込まれる状況下においては、これまで以上に積極的かつ集中的に介護予防の取組を推進する必要があります。
- 労働者としての現役時代に、区政への興味・関心が薄かったと思われる団塊の世代が後期高齢者となる中、区の事業において男性の参加率が低いことを考慮に入れながら、様々な地域活動や社会参加の事業を検討していく必要があります。
- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、心身の健康を維持していくサービスとして利用したいものとして男女ともに最も高かったのは「筋力アップのために筋力トレーニングや運動を行う教室」という結果になりました。体を動かす事業を行っているふれあい館やスポーツセンター等庁内の様々な部署との連携強化や、地域のあらゆる社会資源の活用により、介護予防のサービス拠点の面的整備を進める必要があります。
- また、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、スマートフォンに慣れている人ほど、何らかの地域での活動に参加している割合が高くなっております。この調査結果により、デジタルデバйд解消に向けた取組と介護予防の関連性が考えられることから、荒川老人福祉センターでのデジタルデバйд解消に向けた取組を更に充実させるとともに、eスポーツやVRなどの最新デジタル技術のさらなる活用など、様々な工夫を取り入れながら、魅力ある介護予防事業を推進する必要があります。
- そして、国は第9期介護保険事業計画の基本指針において、地域リハビリテーション支援体制の構築を推進しており、区においても、高齢者一人一人の状況に応じて、急性期、回復期、生活期のリハビリテーションを切れ目なく提供できる体制の構築を目指していく必要があります。
- 認知症施策については、区はこれまで「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進してまいりました。厚生労働省は令和7年（2025年）には高齢者の5人に1人が認知症になると推計しており、この割合で試算すると、区の認知症有病者は約1万人にのぼると見込まれます。そのような状況、そして新たに制定された認知症基本法を踏まえ、今後さらに「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」を進めていく必要があります。



## ◆施策の方向性

高齢者が自主的に心身機能の維持・改善等のための介護予防やフレイル予防活動、健康づくりに取り組み、有する能力を維持・向上できるよう支援します。そのために、高齢期の健康の基盤となる青壮年期の健康づくり事業との継ぎ目のない連携を推進します。

また、認知症について区民の理解を深め、認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを進めていきます。

### (2-1) 健康づくりの推進

高齢者がいつまでも健康で生きがいを持って生活を送るために、通いの場の一つとして、運動や社会的活動等のフレイル予防に資する機会を整備します。また、高齢期の健康の基盤は青壮年期にあることから、青壮年期の健康づくり事業と介護予防事業の切れ目のない連携を図ります。

| 主な事業                                       | 内 容                                                                         |
|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 健康教室、健康相談、栄養相談                             | 介護予防や健康づくりなどに取り組むきっかけづくりを目的とした健康教室・健康相談・栄養相談・健康づくり事業を実施します。                 |
| 荒川ころばん・せらばん・あらみん体操（荒川区健康づくり体操） <b>重点事業</b> | 子どもから高齢者まで、幅広い世代に向けた荒川区健康づくり体操の普及啓発を行います。                                   |
| 荒川ころばん体操リーダー養成・支援 <b>重点事業</b>              | 荒川ころばん体操リーダー養成講座を実施するとともに、講座修了後も随時、スキルアップやモチベーション維持向上などを目的に支援を行います。         |
| 定期的な健康診査（後期高齢者健診、特定健診・特定保健指導）              | 40～74歳の国保加入者に健診を実施し、健診結果から選定した方には保健指導を実施します。また、75歳以上の後期高齢者医療制度加入者に健診を実施します。 |
| 予防接種費用助成                                   | 高齢者インフルエンザ及び高齢者用肺炎球菌の予防接種費用の一部助成を実施します。                                     |

### (2-2) 効果的な介護予防の推進

日常生活機能の維持、改善により、地域で自立した生活が営み続けられるよう、介護予防・生活支援サービス事業を充実します。

そして、介護予防の活動が区民主体で展開される地域をめざし、介護予防活動の担い手の育成・支援をしていきます。

| 主な事業        | 内 容                                                                     |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 介護予防教室及び講演会 | 低栄養予防、口腔機能の改善、認知機能の低下予防等に資する講演会や教室等を行い、介護予防の知識の普及と健康づくりに取り組む意識の啓発を図ります。 |



|                             |                                                                       |
|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 介護予防・生活支援サービス事業 <b>重点事業</b> | 要支援者やサービス事業対象者に対して、適切な介護予防ケアマネジメントを基に、訪問型や通所型のサービス等を提供し、生活機能の向上を図ります。 |
| 地域資源を活用したフレイル対策事業           | 公共施設における事業に加え、民間事業者が運営する様々なサービス等の活用も視野に入れながら、新たなフレイル対策事業を推進します。       |

### (2-3) 認知症と共生する地域づくりと予防

認知症に関して多くの区民が正しく理解し、認知症の人やその家族を支える地域づくりとして「チームオレンジ」を推進するとともに、医療と介護などの適切な支援に結び付けることができるようネットワークの構築を図るほか、認知症基本法を踏まえて、認知症施策推進計画の策定をはじめ、必要な施策について検討を進めてまいります。

| 主な事業                            | 内 容                                                                                                                                                                           |
|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 認知症に関する普及啓発・予防・個別支援 <b>重点事業</b> | 認知症基本法の制定を踏まえ、認知症本人や家族等の声を聞きながら、認知症施策推進計画を策定し、各施策を推進します。また、外出中に行方不明になる高齢者等の本人や家族の支援に向け、損害賠償責任保険等を新たに着手します。                                                                    |
| 認知症早期発見・早期治療                    | 認知症に関する相談については、認知症支援コーディネーターが受けるほか、相談者の状況に合わせて、認知症・うつ専門相談や認知症地域支援推進員が主体となってもものわすれ相談も引き続き実施していきます。また、認知症の初期の支援を包括的かつ集中的に実施できるよう、医療・介護の専門職及び専門医によって構成される認知症初期集中支援チームにて支援していきます。 |
| チームオレンジの推進                      | 認知症サポーターや地域包括支援センターを構成員とするチームを新たに立ち上げ、認知症本人や家族を支援します。                                                                                                                         |

### ◆成果指標

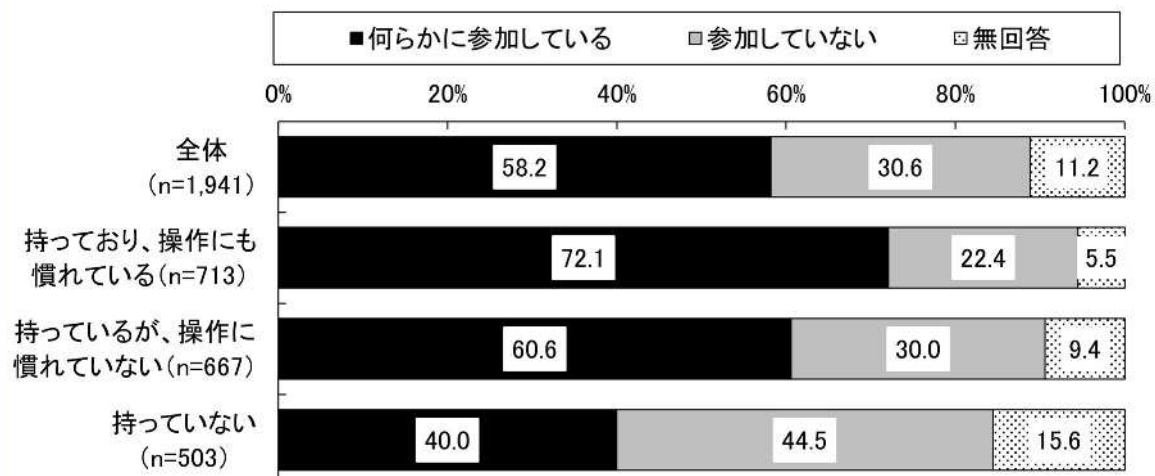
| 成 果 指 標            | 現状    | 目標    |
|--------------------|-------|-------|
| 主観的健康観（とてもよい、まあよい） | 72.1% | 75.0% |
| 認知症に関する相談窓口の認知度    | 17.6% | 50.0% |

▶出典：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

### ～参考：スマートフォンの所持と地域での活動状況～

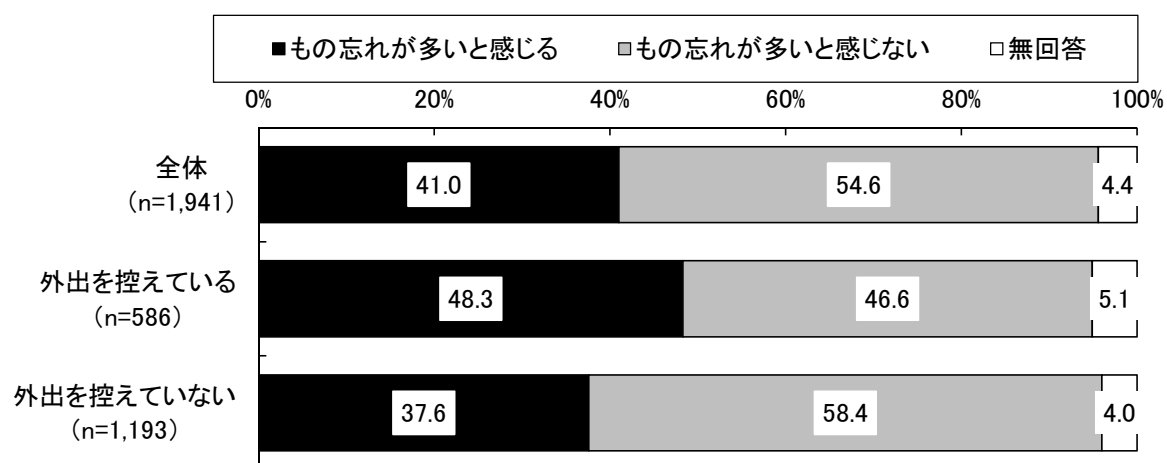
▶スマートフォンの所持別にみると、スマートフォンに慣れている人ほど、地域の会やグループなど、「何らかに参加している」等の割合が高くなっています。

＊介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より



### ～参考：外出控えと物忘れ～

▶外出控えの状況別にみると、「外出を控えている」人は、「もの忘れが多いと感じる」割合が全体より高くなっています。 ＊介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より



### 基本方針3 介護サービスの充実（介護）

#### ◆現状と課題

- 本計画中の令和7年（2025年）には、いわゆる団塊の世代が75歳以上を迎え、後期高齢者の割合がさらに増加していきます。令和22年（2040年）には団塊ジュニア世代の全員が65歳以上となり、要介護認定率が上昇する85歳以上の人口も増加する一方、現役世代の減少が見込まれています。
- また、認知症高齢者の割合や高齢者の単身者・夫婦のみの世帯が増加していくと推計されており、介護サービスのニーズはますます増加・多様化することが予測されています。このような社会情勢の中においても質の高い介護サービスを提供していくことが求められており、中長期を見据えたサービス基盤や人的基盤の整備は重要な課題です。
- 介護人材の確保・定着の支援では、将来必要となる介護職員数は、国の推計によると、令和7年度（2025年度）には約243万人、令和22年度（2040年度）には約280万人と示されており、また、事業者向け調査においても、事業を運営する上での課題については「職員の確保、定着化」が56.6%と最も高くなっていることもあり、介護職員の確保は喫緊の課題と言えます。
- 現役世代の減少が見込まれる中、社会全体で働き手の確保がますます困難になることが予測されます。人材を確保していくためには、幅広い人材の発掘を進めていく必要があります。人材を定着していくためには、職員の働きやすい環境づくりやキャリアアップを推進できる取組を進めていく必要があります。
- また、介護そのものに対応時間を増やし、質の高いサービスを効率的に提供するためには、事務の簡素化やICT・介護ロボットの導入等により介護職員の負担軽減を図っていくことが重要です。介護現場における生産性向上を推進するため職員の負担に配慮した方策を検討していくことが求められています。
- 介護サービス基盤の整備では、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくことができるように生活支援・介護予防・介護・住まい・医療を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けて、医療や介護が必要になっても在宅医療と介護が一体的となり、高齢者が安心して生活できる質の高いサービスを確保していくことが必要です。また、区立高齢者施設については、中長期的な視点で行政に求められるニーズを的確に把握し、快適な環境のもと良質なサービスを提供していくことが求められています。そして、自然災害や感染症発生時においても介護サービスが継続して提供されることが重要であることから、各事業所が業務継続計画（以下「BCP」という。）を的確に運用できるよう支援していく必要があります。

- また、高齢化や核家族化の進展による社会環境の変化により、子育てと介護を同時に

担うダブルケアや老老介護、介護離職など一人あたりの介護にかかる負担は一層増大していくことが見込まれます。さらに、区が実施した在宅介護実態調査からは介護や身の回りの手伝い、家事などを行っている18歳未満のヤングケアラーが一定数存在することが確認できたため、家族介護者支援の取組をさらに推進していくことが求められています。

## ◆施策の方向性

今後も着実に増大・多様化する介護サービスのニーズに対応し、介護サービスを利用する方が質の高いサービスを受けることができるよう、介護人材の確保・定着に向けた取組を行うとともに、必要な方に必要なサービスを提供できるよう介護サービスの基盤整備を進めていきます。

### (3-1) 介護人材の確保・定着・育成の強化

介護人材の裾野を広げるために介護職の魅力を発信し、介護職未経験者の就労を促進するとともに、スキルアップ研修や業務負担の軽減策等に取り組み、介護人材の確保・定着・育成の支援を行っていきます。

| 主な事業                                   | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 介護職の魅力向上                               | 介護の仕事の魅力を伝え、介護に対して抱いているイメージを向上させるため、介護についての理解を促進するための情報発信を新たに行います。                                                                                                                                                                                                                                               |
| 介護サービス事業者における人材の確保・定着支援<br><b>重点事業</b> | 介護職未経験者向けに入門的研修を新たに実施し、「福祉のしごと面接・相談会」などと併せて行うことで就労を促進します。就労後は初任者研修や実務者研修の受講費用を補助し、介護職員のスキルアップを支援していきます。また、減少傾向にある介護支援専門員の資格取得や更新に係る費用等も引き続き助成を行い、人材の確保と定着を支援していきます。その他、人材確保・定着・働きやすい職場づくりのための支援策に新たに着手し、永年勤続従業員の表彰、ハラスメント対応研修などの既存事業と併せて、定着のために事業を広く展開します。また、電子申請・届出システムを導入し、ICTツールの活用を促す等、介護現場の負担軽減に向けた取組を行います。 |
| 介護サービス事業者における人材の育成支援                   | 年間を通じて体系的な研修を行うほか、専門的知識の習得を適宜実施します。また、ケアマネジャー向けの研修会を開催し、ネットワークづくりを行うとともにケアマネジメントの質を向上させます。                                                                                                                                                                                                                       |

### (3-2) 介護サービス基盤の整備

高齢者が在宅で生活を続けられるように看護小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の地域密着型サービスの整備計画を進めます。また、老朽化し

た区立特別養護老人ホームの大規模改修を計画的に進め、介護サービスのさらなる充実を図ります。そして、各事業者で策定された BCP の実効性を向上させるための支援を行い、災害時等に備えます。

| 主な事業                         | 内 容                                                                                                                                                                   |
|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域密着型サービス事業所の整備促進            | 利用者や在宅で介護をしている家族のニーズに応じた看護小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の地域密着型サービスの整備を行います。                                                                                            |
| 区立在宅高齢者通所サービスセンターの管理運営       | 介護支援を必要とする高齢者に対し、食事や入浴などの日常生活上の支援だけでなく、機能訓練や認知症予防事業等を実施します。そして、管理運営の中で、指定管理期間満了時や施設の大規模改修の時期などに、その時々行政ニーズを勘案し、入浴設備を障がい者の入浴ニーズに応えるために利用するなど、より行政ニーズの高い事業の施設への転換を検討します。 |
| 区立特別養護老人ホームの管理運営 <b>重点事業</b> | 在宅での生活が困難な要介護 3 以上の高齢者に対して、入浴、排泄、食事などの介護、機能訓練、健康管理等を行います。そして、管理運営の中で、入居者の安全かつ快適な住まいの提供ができるよう、老朽化が進む施設の大規模改修を進めていきます。                                                  |
| 法人立特別養護老人ホームの整備について          | 整備用地の選定や整備事業者の公募等を視野に入れ、新たな法人立特別養護老人ホームを中心とした高齢者施設の整備を検討していきます。                                                                                                       |
| BCP（事業継続計画）の定着支援             | 事業所で BCP の実効性を高めるための研修や訓練（シミュレーション）が適切に行われるように支援していきます。                                                                                                               |

### (3-3) 介護者への支援

家族介護者向けの各種サービスを通じて介護負担の軽減等を行い、高齢者とそのご家族が安心して在宅生活を継続できるよう支援するとともに、介護をする家族の方々が、一緒に考え、支え合い、交流しあう場である家族の活動を支援します。

| 主な事業                 | 内 容                                                                                           |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 家族介護者向けの各種サービス       | 紙おむつ券の配付、理美容サービス、マッサージ事業、寝具水洗乾燥事業等を通じて家族の負担軽減を図ります。                                           |
| 介護に関わる家族会への支援        | 認知症や重度要介護者本人と家族を支えている区内団体について、その活動を支援します。                                                     |
| ケアラーへの支援 <b>重点事業</b> | ケアラーが悩みを抱え、社会的に孤立することがないように、ヤングケアラーを含むケアラーへの理解促進・認知度向上に取り組むとともに、悩みを抱えるケアラーの早期発見や具体的な支援につなげます。 |

◆成果指標

| 成 果 指 標                    | 現状    | 目標    |
|----------------------------|-------|-------|
| ケアプランの内容に満足している方の割合        | 78.5% | 85.0% |
| 現在受けている介護サービスの質に満足している方の割合 | 79.6% | 85.0% |

▶出典：在宅介護実態調査

## 基本方針 4 高齢者の住まいの確保（住まい）

### ◆現状と課題

- 生活の基盤として必要な住まいが整備され、本人のニーズに応じた住まい方が確保されていることが地域包括ケアシステムの前提となります。区では高齢者が住み慣れた地域で安心した暮らしを継続できるよう、区営住宅の管理運営、民間賃貸住宅への転居が困難な高齢者世帯に対する物件探し支援、保証会社を利用した場合の保証料補助、住環境改善を目的に転居した場合の家賃の差額の助成等を行い、居住の安全・安心を支援しております。
- 今後さらに一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加が見込まれる中、高齢者の住まいに対するニーズも更に多様化していくことが想定されるため、様々な手法を織り交ぜながら、高齢者の住まいの確保に向けた支援を行っていく必要があります。
- また、安心・安全な地域生活を確保するためには、地域の防犯・防災力を高めていくことが必要不可欠です。
- 高齢者が主な被害層であるオレオレ詐欺を始めとする特殊詐欺は、全国的にも多大な被害が生じております。荒川区の被害件数は23区内で少ない方ではあるものの、依然としてたくさんの高齢者が被害に遭っております。今後も町会・警察署と協力の上で被害防止に努めていくことが重要となります。
- 防災対策として、地震発生時における居住者等の生命、身体及び財産を守るため、区では屋内で実施できる対策として、屋内安全対策器具等に係る設置費用の全部又は一部を助成することにより、高齢者を中心とした区民の防災意識の高揚と区内における地震発生時の被害拡大防止を図っております。
- 加えて、区では要介護4から5に認定されている在宅の高齢者を対象として、災害が発生した際、特に支援を要する避難行動要支援者として名簿を作成し、避難行動要支援者ごとの個別避難計画を策定しております。この個別避難計画は作成者の協力や本人同意を必要としていることなどから、一人でも多くの高齢者の計画策定につなげられるよう、本人やご家族、支援者等に計画策定の必要性・重要性をご理解いただく取組を推進していく必要があります。
- そして、誰もが利用しやすく生活しやすいまちをつくるためには、地域に存在する障壁（バリア）を取り除いていかなければなりません。区では令和2年に更新した「荒川区バリアフリー基本構想（更新版）」に基づき、各事業者と連携しながら、区内のバリアフリー化を推進しており、引き続き、特定事業計画の進捗管理や各事業への助言を行っていきます。



## ◆施策の方向性

高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、引き続き民間活力や空き家等の既存ストックを活用するなど、多様な住まいの確保を図るとともに、区の住宅部門と連携し、社会福祉法人や NPO 等の居住者支援団体を構成員とする居住支援協議会を設置いたします。

また、住み慣れた住宅における日常生活の質の確保を図るための支援を行います。

### (4-1) 住まいへの支援

高齢者の住環境の改善と居住の安定確保を図るため、多様な居住ニーズ等を踏まえ、宅地建物取引業関係団体等との連携強化を図るなど、高齢者賃貸住宅等への円滑な入居を促進していきます。

併せて、民間賃貸住宅の貸主が高齢者に安心して住宅を提供いただけるよう、支援してまいります。

また、警察・消防等の関係機関と連携し、住まいの防犯・防災対策を推進し、安全安心の生活を目指してきます。

| 主な事業                        | 内 容                                                                                                                                                                                                    |
|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 民間賃貸住宅の入居等の支援 <b>重点事業</b>   | 民間賃貸住宅への転居が困難な高齢者世帯に対し、物件探し支援や、保証会社を利用した保証料の補助、住環境改善を目的に転居した場合の家賃の差額等の助成を実施します。また、家主に対する助成要件（保証内容）を拡充します。                                                                                              |
| 高齢者の防犯対策                    | 日々手口が多様化している特殊詐欺や強盗など、高齢者をターゲットにした犯罪の被害防止対策を実施します。                                                                                                                                                     |
| 高齢者・重度要介護者の防災対策 <b>重点事業</b> | 震災時に避難行動をとることが難しい高齢者世帯等を対象に、地震による負傷や自宅の延焼等を防ぐため、屋内における安全対策を継続して推進します。また、防災ベッド設置支援について、実績増につなげるために、少しでも利用しやすいよう、積極的に PR の継続を実施していきます。また、避難行動要支援者に関し、個別避難計画の策定率向上につなげられるよう、事業の必要性・重要性をご理解いただく取組を推進いたします。 |
| 高齢者みまもりネットワーク事業（再掲：基本方針 1）  | 地域による緩やかなみまもり、関係団体や事業者等によるみまもりなど、高齢者が安心して在宅で生活できるよう、令和 5 年度に拡充した取組を検証しながら、更なる強化に向けて検討を進めます。                                                                                                            |
| 住まいに関する相談体制                 | 高齢者等が住まいに関する悩みを相談できるよう、庁内における情報共有や相談体制の充実を図ります。また、高齢者等が集まる場において、住まいの将来を考えるための情報提供を行い、空き家化の予防に対する周知・啓発を図ります。                                                                                            |

#### (4-2) 住まいの確保

高齢者が住み慣れた地域で安心した暮らしを継続できるよう、終の住みかとしての住まいの確保に努めていきます。また、高齢者入所施設については、認知症高齢者グループホームや特別養護老人ホームなどの待機者の状況や現状等を踏まえながら、様々な可能性を検討し施設の確保に努めます。

| 主な事業                            | 内 容                                                                                                                                                              |
|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区営住宅の管理運営                       | 住宅に困窮する低所得高齢者の生活安定と福祉の増進を図るため、高齢者向け住宅の供給及び管理運営を行います。                                                                                                             |
| 民間主導による高齢者向け住宅の整備支援 <b>重点事業</b> | 高齢者の多様なニーズに合わせ、民間事業者による都市型軽費老人ホームの整備促進をはじめ、様々な住まいの形態として施設・住宅の確保に努めます。                                                                                            |
| 区立特別養護老人ホームの管理運営（再掲：基本方針3）      | 在宅での生活が困難な要介護3以上の高齢者に対して、入浴、排泄、食事などの介護、機能訓練、健康管理等を行います。そして、管理運営する中で、入居者の安全かつ快適な住まいの提供ができるよう、老朽化が進む施設の大規模改修を進めていきます。                                              |
| 法人立特別養護老人ホームの整備について（再掲：基本方針3）   | 整備用地の選定や整備事業者の公募等を視野に入れ、新たな法人立特別養護老人ホームを中心とした高齢者施設の整備を検討していきます。                                                                                                  |
| セーフティネット住宅への補助                  | 「入居を拒まない登録住宅」のうち、高齢者等のみが入居可能な「専用住宅」として登録した所有者等に対し、バリアフリー改修工事等に係る費用の一部を補助します。<br>また、「入居を拒まない登録住宅」のうち、高齢者等のみが入居可能な「専用住宅」の賃貸人に対し、家賃の1/2以内の額（上限4万円）を、原則として10年間補助します。 |

#### (4-3) バリアフリー化の促進

高齢者や障がい者など、だれでも利用しやすく生活しやすいまちをつくるため、安全・安心・快適に移動できるバリアフリーのまちづくりを進めます。

また、高齢者の住宅改修についても支援していきます。

| 主な事業                    | 内 容                                                                                          |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| バリアフリー法に基づく公共空間のバリアフリー化 | 令和2年度に更新した「荒川区バリアフリー基本構想（更新版）」に基づき、総合的なバリアフリー化を進める4つの重点整備地区について、各事業者における特定事業計画の進捗管理に努めていきます。 |
| 高齢者の住宅改修制度              | 日常生活に支障がある65歳以上の方（一部は70歳以上）の方に対し、住宅改修費の給付を行います。                                              |

◆成果指標

| 成 果 指 標                      | 現状    | 目標    |
|------------------------------|-------|-------|
| 現在の荒川区を住みよいと思う方の割合（65 歳以上の方） | 91.5% | 95.0% |

▶出典：区政世論調査

## 基本方針5 在宅医療・介護・福祉の連携推進（医療）

### ◆現状と課題

- 区ではこれまで、医療連携会議や在宅療養連携推進会議を開催し、医療と介護・福祉のネットワークを強化するほか、医療機関と介護事業所との連携を円滑に進めるための情報基盤として「医療と介護の連携シート」を作成するなど、医療と介護の連携が円滑に進むよう取組を進めてまいりました。
- しかし、コロナ禍においては、会議体が書面開催やWEB会議になったことにより、関係性の構築が困難になるという新たな課題が発生し、顔の見える関係性づくりの再構築が課題となっております。
- 今後、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、85歳以上人口が増加すると見込まれる中で、医療と介護の両方を必要とする高齢者が全国的にも増加していると言われており、様々なニーズのある高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるようにするためには、地域における医療・介護の関係機関の連携強化が更に重要になります。
- 高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とした地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムを支える中核機関としての位置づけである一方で、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、「名前と場所、両方とも知らない」が38.9%と認知度が低い傾向があるため、高齢者の地域の相談窓口として地域包括支援センターの周知を積極的に行っていく必要があります。
- また、地域包括支援センターには、様々な問題を抱え、複雑化・困難化し、支援に時間を要するケース対応が増加しており、今後高齢者人口が増えている中であっては、地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等を検討していく必要があります。
- 支援に時間を要するケース対応の一つとして、高齢者虐待対応が挙げられます。特にコロナ禍においては、要介護状態の親などが介護サービスの利用を控え、一緒に過ごす時間が長くなったことで、介護者のストレスが高まった可能性などを背景に、全国的にも高齢者虐待が急増しましたが、区においても同様な状況が見受けられました。
- 高齢者虐待では、医療的判断や危機介入が必要なケースも多いことから、医療や介護、福祉の連携強化が今後ますます求められます。また、高齢者虐待は虐待の早期発見が重要となるため、高齢者に係る事業者等への虐待の啓発なども併せて充実させていく必要があります。

## ◆施策の方向性

高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、医療や介護、福祉、権利擁護など高齢者支援に携わる機関が連携し、必要な時に必要な社会資源を活用できる環境と地域で支える仕組みをつくとともに、在宅生活を支えるケアの質の向上と標準化を目指していきます。

### (5-1) 在宅医療と介護の連携

医療的なケアが必要な高齢者が在宅で安心して生活できるよう、相談機能を強化するとともに、医療と介護・福祉の連携を強化し、在宅で医療ケアが受けられる体制づくりを進めていきます。

| 主な事業                 | 内 容                                                                                                |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 医療と福祉の連携推進事業<br>重点事業 | 住み慣れた地域で暮らし続けるために、在宅療養から看取りまでの共通課題等について、関係者で情報を共有するとともに、区民向けの講演会等を開催し、在宅療養の必要性や家族の心構えについての啓発を図ります。 |
| 地域ケア個別会議             | 地域包括ケアシステム構築のため、施策形成機能の強化を図ります。また、多職種参加型の会議を実施し、様々な視点により抽出された地域課題の解決を進めます。                         |

### (5-2) 地域包括支援センターの機能の充実

地域包括支援センターの機能を充実し、高齢者の在宅生活を支え、安心を提供する役割を果たすことができるよう、総合相談・支援の体制づくりを行うとともに、地域の社会資源と連携して、医療や介護、福祉、権利擁護などの様々なサービスがつながる地域包括ケアの実現を図ります。

さらに、地域包括支援センターの後方支援の強化を図るとともに、困難事例等の対応を共同で行う体制づくりを進めていきます。

| 主な事業                      | 内 容                                                                        |
|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 地域包括支援センター事業<br>重点事業      | 高齢者の身近な総合相談窓口として、生活、医療、介護等、様々な支援に対応できるよう、住民、地域、関係団体等と連携し、体制の整備を進めます。       |
| 機能強化型地域包括支援センター事業         | 委託型の地域包括支援センターの総合調整と後方支援を行うとともに、センター職員の育成を推進します。                           |
| 地域ケア個別会議（再掲）、生活支援検討会、中央会議 | 地域包括ケアシステム構築のため、施策形成機能の強化を図ります。また、多職種参加型の会議を実施し、様々な視点により抽出された地域課題の解決を進めます。 |

### (5-3) 尊厳ある生活の支援

認知症が要介護状態になっても要支援者の尊厳や生命、財産が守られる環境づくりを進めるとともに、高齢者虐待の防止及び早期発見に向けた相談体制の充実を図ります。

| 主な事業                                                                       | 内 容                                                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 高齢者虐待対策事業 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">重点事業</span> | 高齢者の虐待を早期に発見し、深刻な状況になる前に適切な支援を実施できるよう体制を強化します。また、警察との連携を図るとともに、虐待対応における地域包括支援センターの対応力を強化していきます。 |
| 成年後見事業 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">重点事業</span>    | 判断能力が不十分な方に対する申し立てを行い、選任された後見人等が本人の財産管理や身上監護を行うことを進めます。                                         |
| 養護老人ホーム措置                                                                  | 環境上及び経済的理由により居宅において生活続けることが困難な高齢者を養護老人ホームに措置し、本人の生活の安定を図ります。                                    |

### ◆成果指標

| 成 果 指 標                     | 現状    | 目標    |
|-----------------------------|-------|-------|
| 地域包括支援センターを知っている方の割合(*1)    | 53.4% | 70.0% |
| チームケアの情報共有における連携シートの活用率(*2) | 93.0% | 100%  |

▶(\*1) 出典：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

▶(\*2) 出典：医療連携会議委員向けアンケート結果

### 第3節 重点事業の概要

○ 基本方針1～5における重点事業の概要について、次のとおり示します。

#### 基本方針1 高齢者の社会参加の促進と地域共生社会実現への取組（生活支援）

##### 【施策の方向】1-2 地域活動へ向けた場づくりの支援

| ◆ 事業名          | ◆ 目的                                                                                                                                                                                                                                                                                         |           |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| ふれあい絆・活サロン補助事業 | 住民主体による身近な地域の通いの場を確保・維持することにより、閉じこもり予防や介護予防等を支援していきます。                                                                                                                                                                                                                                       |           |
|                | ◆ 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                                       |           |
|                | 荒川区社会福祉協議会のサポートにより、住民が主体となってサロンを立ち上げ、運営等を行っており、区では運営費の一部を補助しています。<br>また、サロンが地域の核となり、介護予防に資する通いの場として機能し、見守りや支え合いとしての役割を果たせるよう、健康づくりの取組みへの支援の充実と地域の様々な関係機関・団体等とのネットワーク化を図っています。                                                                                                                |           |
|                | ◆ 推進の方向性                                                                                                                                                                                                                                                                                     |           |
|                | コロナ禍において活動を休止し、その後に再開できない状態にあるサロンが複数あります。サロンは高齢者にとって地域で身近な通いの場であるため、活動再開と区民の更なる参加にむけて、サロンに対する補助の拡充や荒川区社会福祉協議会によるサポートを進め、高齢者の社会参加を促進していきます。<br>また、関係部署と連携しながら、活動の新たな担い手確保に取り組んでいくとともに、地域の特性や高齢者のニーズを踏まえ、サロンの増設を計画的に進めてまいります。そして、通いの場としての機能を充実させるため、サロンでの健康づくりの取組を支援するとともに、介護予防事業との連携を図っていきます。 |           |
| ◆ 活動指標         | 現状(令和4年度)                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 目標(令和8年度) |
| ○ 会場数          | 92 か所                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 96 か所     |
| ○ 利用者数(延べ数)    | 16,650 人                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 20,000 人  |
| ○ 実施回数         | 935 回                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 1,200 回   |



## 基本方針１ 高齢者の社会参加の促進と地域共生社会実現への取組（生活支援）

### 【施策の方向】 1-2 地域活動へ向けた場づくりの支援

| ◆ 事業名               | ◆ 目的                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |           |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 地域パートナー団体、担い手の育成・支援 | 高齢者の在宅生活を支える多様な生活支援サービスの充実を目的として、住民主体の地域団体（通称「地域パートナーの会」）による地域介護予防活動への支援を行います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |           |
|                     | ◆ 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |           |
|                     | 地域住民や区内で活動する団体等と連携を図り、地域の力を活用した生活支援・介護予防サービスの体制を整備します。また、高齢者自身が、地域づくりの担い手として地域で支え合い、住み慣れた地域で生活し続けられるよう、支援を行います。                                                                                                                                                                                                                                                                  |           |
|                     | ◆ 推進の方向性                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |           |
|                     | 高齢者が生きがいを持って自分らしい生活を送ることができるよう、気軽にかつ定期的に参加できる地域活動の場（地域パートナー団体の数）の拡大を図っていきます。また男性高齢者向けの活動場所の確保、ごみ出しをはじめ生活上の課題等を解決しうる団体の創設にむけて活動を支援するとともに、地域パートナー団体の偏在を解消し、区内すべての地域で活動の場を創設できるよう支援していきます。<br>また、活動者、参加者のいずれも高齢者が多い状況を考慮し、活動者や参加者が認知症や障がい等の介護が必要な状態となっても、継続して参画してもらえるよう団体の育成、仕組みづくりも合わせて検討します。<br>これらの検討や推進に際しては、地域包括支援センターに配置している生活支援コーディネーターが中心となり、地域パートナー団体が自立的に活動できるよう支援していきます。 |           |
| ◆ 活動指標              | 現状(令和４年度)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 目標(令和８年度) |
| ○ 地域パートナー団体数        | 14 団体                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 46 団体     |
| ○ 区民向け養成講座の実施回数     | 1 回                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 1 回       |

## 基本方針１ 高齢者の社会参加の促進と地域共生社会実現への取組（生活支援）

### 【施策の方向】 1-3 地域ぐるみのみまもり・支援体制の強化

| ◆ 事業名                           | ◆ 目的                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |           |
|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 高齢者みまもりネットワーク事業                 | 高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安全で安心して生活が続けられるよう、様々な関係機関と連携して、地域全体で高齢者を支える体制を構築していきます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |           |
|                                 | ◆ 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |           |
|                                 | 地域包括支援センターに併設された高齢者みまもりステーションを拠点として、町会・自治会、民生委員・児童委員や地域の関係機関と連携し、生活実態の把握及び安否確認等を行い、孤独死の問題を含め高齢者の生活を見守り・支援していきます。<br>高齢者の生活を支える関係機関との顔の見える見守りネットワークの構築及び推進に取り組みます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |           |
|                                 | ◆ 推進の方向性                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |           |
|                                 | 見守りの対象となる高齢者の増加が見込まれる中、生産年齢人口や前期高齢者が減少していく見込みのため、支え手の確保、民間サービスを活用した見守り等、限られた資源を最大限に活用していく必要があります。<br>また、対象者の増加に対応できるよう、今後、地域による「ゆるやかなみまもり」「介護サービス事業者等によるみまもり」「高齢者みまもりステーションによるみまもり」等、個々の状況に応じた見守りの展開や高齢者みまもりステーションの拡充等、仕組みの見直しや体制強化に向けて検討します。<br>また、令和5年度に新たに開始した固定電話の無い方でも利用できる緊急通報システムについて検証します。あわせて、その方と支援する家族に適したみまもり方法を提案できるよう、デジタル活用を中心とした民間事業者による新たなサービスの情報を収集しながら、区民の選択肢が増えるような取組を展開します。加えて、区内8カ所のみまもりステーションによる成功事例の共有や職員のスキルアップに努めます。<br>これらの取組を通じて、みまもりの登録者数を増やし、高齢者の孤独死の抑制を目指していきます。 |           |
| ◆ 活動指標                          | 現状(令和4年度)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 目標(令和8年度) |
| ○ 登録者数                          | 5,140 人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 5,250 人   |
| ○ 登録率                           | 17.4%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 21.5%     |
| ○ 孤独死の発生件数（地域包括支援センターが報告を受けた件数） | 17 件                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 0 件       |

## 基本方針２ 介護予防と健康づくりの推進（介護予防）

### 【施策の方向】 2-1 健康づくりの推進

| ◆ 事業名                                 | ◆ 目的                                                                                                                                                                                        |                     |
|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 荒川ころばん・せらばん・あらみん体操（荒川区健康づくり体操）        | 高齢者が、健康づくりやフレイル予防、生きがいづくりができるように、リーダーによる主体的な運営支援を継続するとともに、理学療法士による支援を継続し、事業の質の向上を図ります。<br>また、青壮年期の健康づくり事業との連続性を保つことにより、可能な限り健康な状態で高齢期に入ることができ、早期からの孤立化予防ができるような環境を整備します。                    |                     |
|                                       | ◆ 事業内容                                                                                                                                                                                      |                     |
|                                       | 感染対策を徹底し、会場毎に人数制限を設けて、自由参加制で継続します。実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症流行に伴う外出自粛等の影響による体力低下を考慮し、理学療法士が会場巡回を継続し、フレイルの予防と回復につながる支援を行います。<br>ライフステージの早い時期からフレイル予防ができるよう、子育て・働き盛り世代をターゲットにした、あらみん体操の普及啓発を強化します。 |                     |
|                                       | ◆ 推進の方向性                                                                                                                                                                                    |                     |
|                                       | フレイルの予防と改善を目的に、会場を巡回する理学療法士とともに、参加者に共通する体操を行う上での改善点や日常生活の過ごし方のポイントなどをまとめ、リーダー及び参加者への健康教育に役立てます。<br>コロナ禍に実施した体力測定及びアンケート調査を基に、荒川区健康づくり体操事業の改善を図っていきます。<br>荒川健康づくり体操を全世代にむけて普及啓発を行います。        |                     |
| ◆ 活動指標                                | 現状(令和４年度)                                                                                                                                                                                   | 目標(令和８年度)           |
| ○ 参加者登録者数<br>(うち男性登録率　％)<br>(上記の平均年齢) | 640 人<br>(うち男性登録率　9.8%)<br>(上記の平均年齢　79.6 才)                                                                                                                                                 | 1,000 人 (内男性 110 人) |
| ○ 参加者延べ数                              | 17,778 人                                                                                                                                                                                    | 47,000 人            |

## 基本方針２ 介護予防と健康づくりの推進（介護予防）

### 【施策の方向】 2-1 健康づくりの推進

| ◆ 事業名                 | ◆ 目的                                                                                                                                                                                                                                                           |                  |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 荒川ころばん体操<br>リーダー養成・支援 | 「荒川区健康づくり体操(荒川ころばん・せらばん・あらみん体操)」の事業運営・普及啓発を担う人材育成のため、引き続き、荒川ころばん体操リーダー養成講座（以下、講座と称す）の充実を図ります。                                                                                                                                                                  |                  |
|                       | ◆ 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                         |                  |
|                       | リーダーが、参加者のフレイル予防と回復に取り組める「講座」を行います。その際、講座事前説明会や講座参加者集めなどを、リーダーが中心となっていくことで、リーダー活動のモチベーション向上と主体性を引き出す支援を行います。<br>また、リーダーの有志で結成された「ころばん体操情報局～絆～」と共に、事業の課題と対策を検討し、事業改善に反映させます。<br>リーダーとの連絡調整や情報交換に当たっては、LINE を活用し、リーダーとのコミュニケーションを促進します。<br>自主的な活動を行う区民も支援していきます。 |                  |
|                       | ◆ 推進の方向性                                                                                                                                                                                                                                                       |                  |
|                       | 「講座」のプログラムを、身体的・精神的・社会的フレイルおよびオーラルフレイル予防と回復に対応できる内容に充実させます。また、リーダー同士の結束を強め、円滑な会場運営につながるコミュニケーションスキルの向上も目指すとともに男性や若年層のリーダーの登録も呼びかけていきます。                                                                                                                        |                  |
| ◆ 活動指標                | 現状(令和４年度)                                                                                                                                                                                                                                                      | 目標(令和８年度)        |
| ○ 活動リーダー数             | 128 人（うち男性 30 人）                                                                                                                                                                                                                                               | 200 人（うち男性 40 人） |
| ○ 平均年齢                | 79 歳                                                                                                                                                                                                                                                           | 75 歳             |

## 基本方針２ 介護予防と健康づくりの推進（介護予防）

### 【施策の方向】 2-2 効果的な介護予防の推進

| ◆ 事業名                                                            | ◆ 目的                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |           |
|------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 介護予防・生活支援サービス事業                                                  | 心身機能の改善や維持等のための介護予防活動を通して、要支援者等自身の能力を最大限に生かし、生活機能や地域への参加意欲を向上させ、自立の促進や重度化予防を図ります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |           |
|                                                                  | ◆ 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |           |
|                                                                  | 要支援の方及び基本チェックリストによりサービス事業を利用すべき対象に該当した方（サービス事業対象者）に対して、介護予防・生活支援サービス事業として、生活機能の向上のための訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービスを実施していきます。<br>また、地域において自立した日常生活を送ることができるよう、介護予防ケアマネジメントを適切に行い、必要なサービスにつなげていきます。                                                                                                                                                                                                                                                            |           |
|                                                                  | ◆ 推進の方向性                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |           |
|                                                                  | 後期高齢者の増加に伴い、介護予防を必要とする方が大幅に増えることを見据えて、事業の更なる充実を図りながら、効果的かつ効率的にサービスを実施していきます。<br>介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、「筋力アップのために筋力トレーニングや運動を行う教室」の利用意欲が男女ともに高く、男性の社会参加や介護予防を見込むことができることから、様々な公共施設・所管課との連携や、公衆浴場及び民間事業者を含め、地域のあらゆる社会資源を活用し、介護予防サービスの拠点の面的整備に向けて、検討を進めていきます。<br>また、高齢者がそれぞれの状態や生活に適したリハビリテーションや介護予防プログラムを利用しながら、自分らしい自立した生活を送ることができるよう、リハビリテーションに関する地域資源や支援技術等の情報を専門職間で共有し、個別支援の対応力向上や連携強化に努めていきます。<br>そして、様々な検討を進めていくに当たっては、外国人高齢者も参加しやすい環境がつかれるよう、取り組んでまいります。 |           |
| ◆ 活動指標                                                           | 現状(令和４年度)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 目標(令和８年度) |
| ○ 介護予防・生活支援サービス事業の利用者のうち、状態の改善又は維持がみられた方の割合                      | 82%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 85%       |
| ○ PTOT派遣事業、おうちでリハビリ、まるごと元気アップ教室、食動クラブ等のリハビリテーションや介護予防事業に関する実利用者数 | 460 人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 733 人     |

## 基本方針 2 介護予防と健康づくりの推進（介護予防）

### 【施策の方向】 2-3 認知症と共生する地域づくりと予防

| ◆ 事業名                          | ◆ 目的                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |           |
|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 認知症に関する普及啓発・予防・個別支援            | 認知症に対する区民の理解促進、認知症の早期発見・早期診断・早期治療等の、進行を遅らすことができる取組や、在宅生活を続けることができる体制を整備します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |           |
|                                | ◆ 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |           |
|                                | 国が令和元年度に定めた認知症施策推進大綱に沿って、普及啓発・本人発信支援、予防、医療・ケア・介護サービス・介護者の支援、バリアフリーの推進、若年性の支援、社会参加支援等に関する取組を進めています。<br>また、すべての地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、地域における認知症の普及啓発事業を推進するほか、認知症の早期発見、早期対策にむけ、個別に支援しています。<br>支援に際しては、区内にある認知症専門医、荒川区の認知症疾患医療センターと連携しながら進めています。                                                                                                                                                                                     |           |
|                                | ◆ 推進の方向性                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |           |
|                                | 令和5年6月に認知症基本法が制定されたことを踏まえ、今後、国が発出する各施策に対応した取組を進めていきます。特に法律の制定や新たな治療薬を契機として、認知症の理解に対する機運が高まっていることから、普及啓発や早期発見にむけた対応について力を入れていきます。<br>また、認知症施策推進計画については、国や都が策定する内容を踏まえながら、区の実情に沿った内容となるよう検討し、策定いたします。検討の際には、認知症の人やその家族が地域で自分らしく暮らし続けられるよう、家族会も含めて意見を伺いながら進めていきます。<br>また、介護情報の提供やする介護教室を開催していくなど、地域における認知症の人やその家族への支援体制（チームオレンジ）を推進していきます。中でも、認知症の周辺症状が進み、ひとり歩きや他者への迷惑行為に悩んでいる本人や家族の支援にむけて、賠償責任保険事業、外出中に行方不明となる高齢者の対策事業について新たに着手していきます。 |           |
| ◆ 活動指標                         | 現状(令和4年度)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 目標(令和8年度) |
| ○ サポーター養成講座受講者数(累計)            | 16,790 人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 18,527 人  |
| ○ 認知症高齢者の日常生活自立度における「Ⅱ～Ⅳ」の方の人数 | 6,687 人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 6,600 人   |

### 基本方針 3 介護サービスの充実（介護）

#### 【施策の方向】 3-1 介護人材の確保・定着・育成の強化

| ◆ 事業名                         | ◆ 目的                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |           |
|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 介護サービス事業者における人材の確保・定着支援       | 働き手の確保がますます困難になることが予測されるため、介護サービス事業者の人材確保・定着・育成を強化していきます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |           |
|                               | ◆ 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |           |
|                               | 介護と関わりがなかった方を対象に、介護の基本的な知識を身につける研修を新たに実施し、これまで行ってきた「福祉のしごと面接・相談会」などと併せて行うことで介護事業所への就労を促します。就労後は、初任者研修や実務者研修の受講費用補助を行うことで介護職員のスキルアップを支援していきます。また、減少傾向にある介護支援専門員の資格取得や更新に係る費用等も引き続き助成し、人材の確保と定着を支援していきます。その他、人材確保・定着・働きやすい職場づくりのための支援策に新たに着手し、永年勤続従事者の表彰など既存の事業と併せて実施することで、総合的に人材の確保と定着を支援します。あわせて、職員の生産性向上の推進のため、電子申請・届出システムを導入し、ICT ツールの活用を促すとともに、ハラスメント等の精神的負担を軽減するための研修を充実させるなど、介護現場における負担軽減の取組を進めていきます。 |           |
|                               | ◆ 推進の方向性                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |           |
|                               | 人材の発掘を幅広く進め、介護分野での就労時の不安を払拭できるような研修や相談会を実施し、就労を支援していきます。また、離職防止に向けた事業者支援策を実施することにより職員の定着を図っていきます。さらに、事業者団体と意見交換をしながら、介護現場における負担軽減や効率化の支援を行い、人材確保・定着に向けて取り組んでいきます。                                                                                                                                                                                                                                          |           |
| ◆ 活動指標                        | 現状(令和4年度)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 目標(令和8年度) |
| ○ 初任者研修修了者                    | 6 人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 10 人      |
| ○ 実務者研修修了者                    | 21 人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 30 人      |
| ○ 介護支援専門員研修 修了者(令和5年度～)       | 未実施                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 61 人      |
| ○ 入門的研修修了者                    | 未実施                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 20 人      |
| ○ 入門的研修修了者のうち区内介護サービス事業者への就労者 | 未実施                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 10 人      |



### 基本方針 3 介護サービスの充実（介護）

#### 【施策の方向】 3-2 介護サービス基盤の整備

| ◆ 事業名                          | ◆ 目的                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |           |
|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 区立特別養護老人ホームの管理運営<br>(再掲：基本方針4) | 在宅での生活が困難であり、要介護3以上の高齢者に対して、日常生活を営むために必要な入所サービス等を提供することにより、高齢者及びその家族の福祉の増進を図ります。                                                                                                                                                                                                                                  |           |
|                                | ◆ 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |           |
|                                | 区立特別養護老人ホームでは、在宅での生活が困難な要介護3以上の高齢者に対して、生活全般の介護を実施します。<br>入所者に対しては、入浴、排泄、食事などの介護、その他の日常生活の世話、機能訓練、健康管理等を行います。<br>また、建物や設備については、荒川区公共建築物中長期改修計画に基づき、各種点検を適切に実施するとともに、老朽化の状況等に応じて、計画的に必要な個所の修繕を行います。                                                                                                                 |           |
|                                | ◆ 推進の方向性                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |           |
|                                | 入所者の方がらしく、充実した生活を送ることができるよう、一人一人の心身の状況に寄り添った支援を行ってまいります。<br>また、各施設とも老朽化が進んでおり、築年数が30年を超えている施設もありますので、今後、大規模改修を計画的に実施してまいります。<br>まずは、築年数が一番古い「グリーンハイム荒川」の大規模改修に令和7年度中に着手するとともに、他の区立2施設の大規模改修についても計画的に実施できるよう進行管理を徹底し、入所者に安全かつ快適な住まいの提供を行ってまいります。<br>そして、工事期間中における収支変動を見据え、指定管理者と協議しながら、介護報酬減収への補填等、必要な支援を行ってまいります。 |           |
| ◆ 活動指標                         | 現状(令和4年度)                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 目標(令和8年度) |
| ○ 施設の大規模改修                     | 検討                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 実施        |

### 基本方針 3 介護サービスの充実（介護）

#### 【施策の方向】 3-3 介護者への支援

| ◆ 事業名      | ◆ 目的                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |             |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| ケアラーへの支援   | ケアラーが相談しやすい体制整備を行うとともに、一人一人の状況に応じた適切な支援につなげることで、ケアラーが身体的にも精神的にも過度な負担を抱えることなく、健康で心豊かな生活を送ることができることを目指し、取組を進めてまいります。                                                                                                                                                                                                                                                                 |             |
|            | ◆ 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |             |
|            | ケアラーが悩みを抱え、社会的に孤立することがないように、ヤングケアラーを含むケアラーへの理解促進・認知度向上に取り組むとともに、悩みを抱えるケアラーの早期発見や具体的な支援につなげます。<br>悩みを抱えるケアラーの早期発見については、介護家族と接する機会の多いケアマネジャーが家族の介護状況を含めてアセスメントできるよう支援するとともに、得られた情報等を関係機関と共有し、適切な支援に向けて連携を図ります。<br>そして、適切な支援につなげるに当たっては、ケアをする方の状況や、家族の状況、ケアラー本人の状況等によって、必要な支援は一人一人異なるため、関係機関が連携しながら、個々の状況に応じてきめ細やかにコーディネートいたします。<br>また、介護者の悩みや思いを共有できる場である家族会の活動について広く周知し、参加を促しております。 |             |
|            | ◆ 推進の方向性                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |             |
|            | ケアラーは 18 歳未満の子ども、若者、育児と介護などのダブルケアを担っている方、老々介護をしている方など、全世代にわたって存在しており、また多様で複合的な課題を抱えていることが多く、その悩みの解消・軽減を図っていくためには、介護・障がい・子ども・生活困窮といった他分野の連携体制が重要となります。<br>そのため、課題の解決に資する支援が包括的に提供できるよう、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かしながら、重層的な支援に取り組んでまいります。<br>また、介護者教室、認知症カフェ等、気軽に相談できる場の拡充に努めてまいります。                                                                                                      |             |
| ◆ 活動指標     | 現状(令和 4 年度)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 目標(令和 8 年度) |
| ○ 重層的な支援体制 | 検討                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 整備          |

## 基本方針 4 高齢者の住まいの確保（住まい）

### 【施策の方向】 4-1 住まいへの支援

| ◆ 事業名          | ◆ 目的                                                                                                                                                                                                                                                                                   |           |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 民間賃貸住宅の入居等の支援  | 民間賃貸住宅への転居が困難な高齢者世帯に対し、物件探し支援、保証会社を利用した場合の保証料補助、更に住環境改善を目的に転居した場合の家賃の差額等を助成し、居住の安全、安心を図ります。                                                                                                                                                                                            |           |
|                | ◆ 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                                 |           |
|                | 住み慣れた地域で住み続けることができるよう、民間賃貸住宅の入居時、転居や更新時において、防災面等より良い住環境に転居する際や、立ち退き等により転居をする場合に、転居後の家賃の一部、転居費用、契約更新料等を助成します。また、区と協定を締結している保証会社と連携した賃貸住宅の入居支援や、保証人が立てられず、債務保証制度を利用した場合の保証料の助成のほか、物件探しの支援についても実施します。                                                                                     |           |
|                | ◆ 推進の方向性                                                                                                                                                                                                                                                                               |           |
|                | 民間賃貸住宅に入居するに当たっては、経済状況や身体状況等から高齢者の条件に適う物件が少なく、また保証人がいないこと等から新たな契約に向けて家主等の理解を得ることが難しいことや、事故や孤独死のリスクへの対応など、高齢者が住み替える場合、様々な課題があります。<br>そのため、家主が高齢者に安心して住居を提供していただけるよう、緊急通報システム等見守りツール活用の更なる充実策について検討を進めます。また、入居後のトラブル等により貸せなくなった際の家賃損失に関し、家主が加入する保険に対して新たに助成していく等、民間賃貸住宅の住み替え促進等を進めていきます。 |           |
| ◆ 活動指標         | 現状(令和４年度)                                                                                                                                                                                                                                                                              | 目標(令和８年度) |
| ○ 民間賃貸住宅入居支援補助 | 15 件                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 35 件      |
| ○ 住み替家賃等助成     | 25 件                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 40 件      |
| ○ 物件探し相談       | 64 件                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 80 件      |

## 基本方針 4 高齢者の住まいの確保（住まい）

### 【施策の方向】 4-1 住まいへの支援

| ◆ 事業名           | ◆ 目的                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                    |                    |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|--------------------|
| 高齢者・重度要介護者の防災対策 | 高齢者や重度要介護者に関し、火災の予防や延焼防止にむけた取組、災害発生時における屋内の安全対策を進めます。また、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等、様々な団体と連携を図りながら、災害時に誰一人取り残さない防災への取組を進めます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                    |                    |
|                 | <b>◆ 事業内容</b><br>地震発生後の通電火災を防ぐための感震ブレーカーの設置助成、家具の転倒防止措置に関する助成及び旧耐震の木造戸建住宅への防災ベッド設置支援事業を推進し、災害時においても屋内で安全を確保できるよう、支援事業の普及啓発に努めます。<br>また、災害が発生した際、自宅で生活されている要介護 4・5 の方など特に避難に支援を要する方については、災害対策基本法に基づき避難行動要支援者名簿を作成するとともに、避難を支援する関係者へ配付し、避難支援体制を構築します。<br>あわせて、避難行動要支援者のうち、自ら避難することが困難であり、避難の確保には特に支援を要する避難行動要支援者については、平常時の住居の様子、介護や医療の状況、避難先、避難方法、支援者等の情報をあらかじめ記載したものを個別避難計画として作成します。支援者となる居宅介護支援事業者や家族とともに作成を進めます。                                                                                                     |                    |                    |
|                 | <b>◆ 推進の方向性</b><br>後期高齢者や重度要介護者の増加が見込まれる中、災害時の避難及びその後の介護や医療体制の整備は喫緊の課題となっています。特に、避難に支援が必要な方が適切な避難先に避難し、災害時であっても必要な介護や医療を受けられる体制を整えていくことは、災害関連死の防止の観点でも重要となります。<br>避難の確保には避難時に支援者となる方が必要となります。地域における個別避難計画への理解の促進が必要となっています。個別避難計画の本来趣旨を鑑み、対象者と支援者が地域において、平時から顔の見える関係づくりを行える環境を整備する等、他の事業においても個別避難計画の作成に向け取組を進めていきます。また、個別避難計画の作成においては、本人(家族)の同意、作成を支援している居宅介護支援事業所による協力が不可欠です。そのため、計画作成の必要性や重要性を理解いただく取組を進めます。<br>居宅介護支援事業所にて作成を支援いただく個別避難計画については、区外の居宅介護支援事業所における作成率が低いため、区の防災の取組を丁寧に案内するとともに、円滑に作成支援を行えるよう工夫していきます。 |                    |                    |
|                 | <b>◆ 活動指標</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | <b>現状(令和 4 年度)</b> | <b>目標(令和 8 年度)</b> |
|                 | ○ 個別避難計画の策定率                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 40.8%              | 66.6%              |

## 基本方針 4 高齢者の住まいの確保（住まい）

### 【施策の方向】 4-2 住まいの確保

| ◆ 事業名               | ◆ 目的                                                                                                                                                                                                                                                                          |           |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 民間主導による高齢者向け住宅の整備支援 | 高齢者が安定的に居住することができるよう、良好な居住環境の施設等を確保し、様々な措置を講ずることにより福祉の増進を図ります。                                                                                                                                                                                                                |           |
|                     | ◆ 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                        |           |
|                     | 今後、高齢化が進むことにより、支援を必要とする方や一人暮らしの高齢者などの増加が予測され、住まいに対する要望も多様化・複雑化していくと考えられます。こうした高齢者の住まいに対する多様なニーズに合わせ、国及び都の補助制度を活用した民間事業者による都市型軽費老人ホームの整備促進をはじめ、様々な住まいの形態として施設・住宅の確保に努めます。                                                                                                      |           |
|                     | ◆ 推進の方向性                                                                                                                                                                                                                                                                      |           |
|                     | 民間主導による各種高齢者向け住宅については、多様化するニーズを見極めつつ、日常生活圏域ごとの将来的な需給バランスを考慮しながら検討を進めます。<br>特に身体機能の低下等により自立した日常生活に不安があり、家族の援助を受けることが困難な高齢者が、食事の提供や、みまもり、生活支援サービス等を低額な料金で受けることができる都市型軽費老人ホームについては、待機者数の動向を注視しながら、必要に応じて新たな施設の整備を検討していきます。<br>また、既存の民間住宅ストックの活用も視野に入れ、高齢者の入居の円滑化に向けた支援を継続していきます。 |           |
| ◆ 活動指標              | 現状(令和4年度)                                                                                                                                                                                                                                                                     | 目標(令和8年度) |
| ○ 都市型軽費老人ホーム        | 6 か所                                                                                                                                                                                                                                                                          | 8 か所      |
| ○ 認知症グループホーム        | 18 か所                                                                                                                                                                                                                                                                         | 18 か所     |
| ○ 有料老人ホーム           | 4 か所                                                                                                                                                                                                                                                                          | 4 か所      |

## 基本方針 5 在宅医療・介護・福祉の連携推進（医療）

### 【施策の方向】 5-1 在宅医療と介護の連携

| ◆ 事業名                                             | ◆ 目的                                                                                                                                       |           |
|---------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 医療と福祉の連携<br>推進事業                                  | 在宅療養の関係者の連携強化と療養環境を整備し、医療・介護双方のニーズを持つ高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送り、在宅等での看取りを希望した際にも叶えられる体制を整備していきます。                                               |           |
|                                                   | ◆ 事業内容                                                                                                                                     |           |
|                                                   | 高齢者の施設への入所や医療機関への入退院や医療・福祉サービスに関する相談窓口を設けるとともに、医療と介護の速やかな連携に向けて、医療と介護の連携シート（以下「連携シート」という。）の活用を進めるほか、関係機関名簿等を作成し配付しています。                    |           |
|                                                   | 在宅療養連携推進会議では、在宅療養環境の目指すべき姿や在宅での看取りの対応等について、医療機関と介護事業者、行政等の関係者が、現状の問題について共通認識に立ったうえで、施策を検討していきます。                                           |           |
|                                                   | 医療連携会議では、在宅療養を現場で支援する医療と介護従事者等の情報共有を図るとともに顔の見える関係の構築を推進します。                                                                                |           |
|                                                   | 高齢者の在宅療養に係る医療と介護の従事者が情報共有するための連携シートの活用を推進します。                                                                                              |           |
|                                                   | ◆ 推進の方向性                                                                                                                                   |           |
|                                                   | 医療や介護を受けながら、住み慣れた家で安心して生活していくことができるよう、本人や家族の状況に沿いながら、入退院や医療サービスの相談に対応していきます。また、在宅療養者が必要な時に必要なサービスを活用できるよう、荒川区医師会等をはじめとする関係機関との連携を深めてまいります。 |           |
|                                                   | また、地域の医療職、介護職等が参加する在宅療養推進会議、医療連携会議等の場を活用し、地域の課題を収集し意見を交換しながら、解決に向けて検討を進めていきます。                                                             |           |
| ◆ 活動指標                                            | 現状(令和４年度)                                                                                                                                  | 目標(令和８年度) |
| ○ 医療連携会議出席者数                                      | 120 人                                                                                                                                      | 120 人     |
| ○ 区内の居宅介護支援事業所及び訪問看護事業所のうち、ターミナルケア加算を申請している事業所の割合 | 40.3%                                                                                                                                      | 50.0%     |

## 基本方針 5 在宅医療・介護・福祉の連携推進（医療）

### 【施策の方向】 5-2 地域包括支援センターの機能の充実

| ◆ 事業名                     | ◆ 目的                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |           |
|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 地域包括支援センター事業              | 高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のため必要な援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援していきます。<br>地域包括ケアシステムの中核機関として、関係機関のネットワーク構築や地域活動者の支援及びコーディネートを行います。                                                                                                                                                                                                                                                                       |           |
|                           | ◆ 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |           |
|                           | 高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごせる地域づくりの一端を担う総合的な相談支援窓口として、区内8カ所の地域包括支援センターが主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士の3職種を中心に様々な相談に対応します。<br>また、高齢者や家族からの介護保険サービスや介護予防プラン、権利擁護等の総合的な支援を行うほか、認知症地域支援推進員、生活支援コーディネーターを配置し、様々な高齢者の困りごとに対応しています。<br>さらに、居宅介護支援事業所、介護サービス事業所、医療機関をはじめ、警察署、消防署、郵便局、金融機関等、地域の様々な関係機関と連携を図りながら、高齢者の生活を支援します。<br>区においても、機能強化型地域包括支援センター事業として、区内8カ所の地域包括支援センターの総合調整や後方支援を行います。                                   |           |
|                           | ◆ 推進の方向性                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |           |
|                           | 地域包括支援センターに求められる役割が多様化する中、令和4年度には3職種（主任介護支援専門員、保健師・看護師、社会福祉士）のほかに新たにセンター長を専任で1名配置をしたところですが、高齢者の身近な総合相談窓口として、より一層役割を果たすことができるよう、相談体制の拡充に向けて検討するとともに、令和6年4月の法改正の動向を注視しながら関係機関との役割分担について協議していきます。<br>また、地域包括支援センターの認知度が十分ではないため、様々なイベントへの参加や出張相談等、更なる周知活動も進めていきます。<br>後期高齢者の増加に伴う相談増加へ対応するため、相談受付に関する工夫や効率的な事務の執行にむけて検討するとともに、様々な課題のある家庭へ適切に対応できるよう、地域包括支援センター職員の対応力向上や関係部署との連携強化等に向けて検討し、適宜推進していきます。 |           |
| ◆ 活動指標                    | 現状(令和4年度)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 目標(令和8年度) |
| ○ 地域包括支援センターで受けた年間の新規相談件数 | 2,375 件                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 2,550 件   |

## 基本方針 5 在宅医療・介護・福祉の連携推進（医療）

### 【施策の方向】 5-3 尊厳ある生活の支援

| ◆ 事業名      | ◆ 目的                                                                                                                                                                                                                                                |            |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 高齢者虐待対策事業  | 高齢者虐待防止の推進を図るとともに、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護を行い、高齢者の権利擁護を推進します。                                                                                                                                                                                            |            |
|            | ◆ 事業内容                                                                                                                                                                                                                                              |            |
|            | 高齢者の虐待を早期に発見し、深刻な状況になる前に適切な支援を実施できるよう体制を強化します。また、警察との連携を図るとともに、虐待対応における地域包括支援センターの対応力を強化していきます。                                                                                                                                                     |            |
|            | ◆ 推進の方向性                                                                                                                                                                                                                                            |            |
|            | 高齢者虐待に対して、地域住民や関係機関への啓発等を行うことにより、早期発見・早期対応の取組を推進していきます。また早期発見のために、セルフネグレクトを含めた虐待の発見、通報や対応について、医療・福祉支援者向けの研修を行います。<br>区内3警察署との情報共有、医療機関や福祉施設等の関係機関との協力体制強化を図って行きます。また、令和5年度から拡充を図っている弁護士による専門相談や有識者によるスーパーバイズの充実を行い、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護を行える体制を構築します。 |            |
| ◆ 活動指標     | 現状(令和4年度)                                                                                                                                                                                                                                           | 見込み(令和8年度) |
| ○ 虐待通報受理件数 | 145 件                                                                                                                                                                                                                                               | 250 件      |
| ○ 虐待認定件数   | 105 件                                                                                                                                                                                                                                               | 200 件      |



## 基本方針 5 在宅医療・介護・福祉の連携推進（医療）

### 【施策の方向】 5-3 尊厳ある生活の支援

| ◆ 事業名      | ◆ 目的                                                                                                                                                                                  |            |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 成年後見事業     | 高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保ちながら穏やかな生活を送れるよう成年後見制度を利用した支援を行い、本人の権利擁護及び福祉向上を図ります。                                                                                                                  |            |
|            | ◆ 事業内容                                                                                                                                                                                |            |
|            | 認知症や精神疾患等の理由により判断能力が不十分で、身寄りがなく親族の協力が得られない高齢者が不利益を被らないよう、区長が家庭裁判所に対して後見開始等の申立てを行います。選任された後見人等は本人のために同意権や取消権、代理権を行使して、契約締結や財産管理、身上監護等を行います。また、後見人等に対する報酬を支払うことが困難な場合は、支払いに要する費用を助成します。 |            |
|            | ◆ 推進の方向性                                                                                                                                                                              |            |
|            | 成年後見制度について広く周知し、利用を促進するとともに、制度利用が必要にも関わらず、申立人がいない等の場合には区長申立てを行います。認知症や精神疾患を抱える高齢者の増加により、制度に対するニーズがさらに増大することが見込まれることから、社会福祉協議会や地域包括支援センター等の関係機関と連携を図りながら、効果的な支援体制づくりを進めていきます。          |            |
| ◆ 活動指標     | 現状(令和4年度)                                                                                                                                                                             | 見込み(令和8年度) |
| ○ 申立件数     | 20 件                                                                                                                                                                                  | 40 件       |
| ○ 報酬助成件数   | 1 件                                                                                                                                                                                   | 3 件        |
| ○ 申立費用求償件数 | 20 件                                                                                                                                                                                  | 40 件       |